

フランス型の政教分離

——いわゆるライシテ原理の展開——

大 石

真

(國學院大學)

はじめに——基本的視点

一 憲法学の問題意識

この報告の目的は、フランスにおける政治と宗教との関係（国家と教会との関係）について、一九〇五年に成立した、いわゆる政教分離法（現行法である）の内容を運用とを中心として、概観することにある。本報告の主題に関しては、既に発表された拙稿に^①、やや詳しく検討されているので、それをも参照していただければ幸いである。さて、国家と宗教との関係一般については、早くからわが国の法律学・政治学において取扱われていたこというまでもないが、戦後日本国憲法がいわゆる政教分離の原則を採用したこと（憲法第二〇条一項後段及び三項、同第八九条参照）^②から、この原則の意味するところが特別の関心を惹くようになった。今日では、司法権行使との関連も注目されているが、わが国の憲法学に限って言えば、従来政教分離の原則について、心ずしも充分な研究蓄積がみられなかった事

情もあって、自然、比較法的な観点から有力な判断材料を求める傾向が強くなっている^⑤。

この点で、当初学界に強い影響力をもったのは、おそらく、故田中耕太郎博士の捉え方であろう。ここでは、概括的に、アメリカ合衆国とフランスにおける国家と教会との関係が比較対照され、前者は「教会に対する好意から出る」分離型、フランスの場合は「反宗教政策にもとづく」分離型に属するものとされた^④。その後、この分野で指導的立場を示された相沢久教授も、基本的にこの図式を維持して、フランスの政教分離のあり方を、「非友好的な分離」又は「完全分離」と位置づけられたことは、衆知のところである^⑤。もちろん、同教授は、最近の論稿において、その分離が必ずしも完全ではない旨示唆されており、注目されるが、今日憲法学全体としてみると、アメリカ合衆国とフランスとを「徹底した政教分離」の類型に数える傾向は、なお根強いもののように思われる^⑥。

このような類型化それ自体にも、後述するように疑問がないではないが、右のような傾向の背景には、わが憲法上の政教分離の原則を考えるに際して、以上のような「完全分離」こそあるべき姿として、憲法解釈の基本的な前提とする学界の態度を見ることもできよう。しかし、政教分離の原則といっても、本来それが意味するところは、日本国憲法の個別具体的な規定がもつ種々の効果を、いわば総括的に表現するというものである^⑦。したがって、そのことに充分留意して、政教分離の原則の内容を検討する必要がある、その根拠法規とされているものが、実際にどのような意味をもっているかを吟味しなければ、一種の「上からの演繹」になる虞れも生じよう。本報告は、このような立場から、一般にライシテ(Licite)と呼ばれている、フランスの政教分離の原則が有する具体的な内容を探ってみたものである。

① 大石眞「ライシテ——その後」国学院法学一九卷四号(一九八二年)八一頁以下、同「ライシテの法と政治」国学院法学二〇卷四号

(一九八三年) 九七頁以下。

② 例えば、宗教団体の内部紛争について、「この種の紛争に公権力(司法権)がどこまで介入できるかは、宗教的結社の自由の一面である。内部自治の自由はもちろん、政教分離の原則にもかかわる困難な課題である」と言われる。佐藤幸治・憲法(一九八一年)三四〇—三四一頁。なお、その点については、簡単なながら、大石眞「宗教団体内部の紛争と司法権」ジュリスト増刊・昭和五八年度重要判例解説(一九八四年)一九頁以下、及びそこに掲げられた文献を参照。

③ アメリカ合衆国の場合については、とくに態本信夫・アメリカにおける政教分離の原則(一九七二年)及び高柳信一「政教分離判例理論の思想」下山||高柳||和田編・アメリカ憲法の現代的展開第二巻(一九七八年)二二—二一頁以下。

④ 田中耕太郎「宗教と国家」岩波法律学辞典第二巻(一九三五年)一一二〇頁、同・法律学概論(一九五八年)一五一頁、同・教育基本法の理論(一九六一年)五四—五二頁参照。

⑤ 相沢久・現代国家における宗教と政治(第二版)(一九六九年)二二三頁及び一九九—二〇〇頁、同・国家と宗教(一九七七年・レグルス文庫)二九頁。

⑥ 参照、相沢久「近代社会と宗教の自由」ジュリスト七四八号(一九八一年)二二頁。

⑦ その代表例として、伊藤正己・憲法(一九八二年)二六四頁。憲法学以外の例として、小口偉一||堀一郎監修・宗教学辞典(一九七三年)四六五頁。但し、芦部信喜「国家と宗教」宗務時報六五号(一九八四年)五—二頁は、そのような類型を、必ずしも適切でないとしている(これは法学教室五二号(一九八五年)六頁以下にも所収)。

⑧ 参照、小嶋和司・憲法学講話(一九八二年)二二—二二頁。

二 フランス公法学の立場

以上の問題意識からすれば、何よりも、フランス公法学・政治学がその政教分離の原則をどう考えているかを知ること、最も有益なことであろう。もちろん、ここでも国家と教会との関係は、わが国におけるとほぼ同様に、宗教現象と世俗現象との間に区別のない融合型、二つの世界が各々独立した社会でありながら一定の関係がみられる同盟

型(国教制・公認制など)、そしていわゆる分離型がある。この分離型には、さらにアメリカ型の完全無関心型、共產主義諸国にみられる敵対的分離型、及びフランスの友好的分離が区分されるものとし、すでにわが国で用いられる「徹底した政教分離」といった図式とのずれを感じさせる。

便宜上、ここで一応の結論を示しておく、実は、フランス公法学・政治学は、早くから一致して自国の政教分離の有様を「有好的な分離」と位置づけ、しかもその成立時期をいわゆる政教分離法(一九〇五年)の制定から約二〇年後のこととしている。すなわち、第一次世界大戦後の一九二五年頃には、もはや「徹底した政教分離」ではありえなくなったことを意味するもので、この傾向はその後も強まりこそすれ、弱まったことはないのである。実際、最近のフランス憲法註釈書を繙くと、そのような政教分離のあり方を「フランス型ライシテ」と特徴づけ、「教会と国家との分離は、完全でもなければ厳格なものでもない」として、教会に対する国の好意ある中立性の態度の表われをみていることが注目される。

以上のように、わが国の学説がフランスの政教分離について説く類型を覆す証言は、相当多い、というより殆んどそうである。にも拘らず、その点の理解と反省とは、わが憲法学において、なお必ずしも充分とはいえない。そこで、本報告の順序として、まずライシテの原理を宣言した政教分離法の大枠を眺めることとし(第一章)、次いでフランスではなぜ相対的・友好的分離と説かれるのか、つまり、どのようにして「フランス型ライシテ」と呼ばれるようになったのか、その経緯を跡づけることにしたいと思う(第二章)。もちろん、この問題は、民事法・刑事法または社会法などの側面からも、吟味検討すべき部分を含むものではあるが、ここでは専ら憲法学・公法学の視点から、フランスの政教分離を考えるものであることを、予めお断りしたい。

- ① Jacques Robert, *La liberté religieuse et le régime des cultes*, 1977, p. 36; Ditto, *Libertés publiques*, 2^e éd., 1977, p. 361.
- ② 参照 A・ラトレイユ|| A・シグフリード・國家と宗教(仙石政夫|| 波木居齋二訳、一九五八年)一五七頁。Adrien Dansette, *Histoire religieuse de la France contemporaine*, 1965, pp. 819, 828.
- ③ François Luchaire et Gérard Conac (dir.), *La Constitution de la République française*, t. I, 1979, pp. 76, 82.
- ④ 參照 Georges Burdeau, *Les libertés publiques*, 4^e éd., 1972, p. 350; Claude-Albert Colliard, *Libertés publiques*, 5^e éd., 1975, p. 363.
- ⑤ 例えば、フランス民法典第九〇一条・九一一条、同刑法典第一九九条・二〇〇条。その点については、J. Robert, *La liberté religieuse et le régime des cultes*, pp. 57-59; René Metz, *Eglises et État en France*, 1977, pp. 46-49.

第一章 ライシテの原理

一 「新語」としてのライシテ

ライシテという言葉は、例えば『広辞苑』(岩波書店)にも『宗教学辞典』(前出)にも登場しないので、かなり特殊の用語のように受取られかねない。^①しかしながら、それがフランス憲政史上、國家の非宗教性・世俗性、又は政教分離の原則を表わす重要な鍵概念であることは確かである。このライシテの原理を、言葉の由来も含めて、初めて本格的にわが国に紹介されたのは、おそらく、憲法学の大家・故宮澤俊義教授であろう。^②その紹介やフランスの政治学者等の説明によると、ライシテの基となるライック(Laïque)という形容詞は、クレリカル(clerical)——本来は「聖職にある」との意——という言葉とともに、ほぼ一八五〇年から一八七〇年頃、「新語」として登場したものである。^③そして、当初は、ライシテと言えば、殆んど教会の権威を否定する反教権主義と同じ意味合いで用いられ、

のちに宗教的中立性とか政教分離の原則を表わすようになったと言われる。^④

注意すべきことは、ライシテの原理がフランスの共和主義の伝統と深い繋がりを持ち、いわば共和派の「精神的一致」の証しであったという点である。^⑤ というのも、政治的には共和制に対抗する王党派は、信条的には世俗権威に対して教会の権威を強調する勢力を成していたからであり、そのため、一九世紀後半から二〇世紀前半に至るフランス憲政史においては、ライシテの原理及び宗教問題が重要な政治課題の一つとなる。^⑥ その中で、共和派は、まずカトリック聖職者による公教育を問題とし、したがって国家の非宗教性より以前に、教育のライシテの原理が確立したのであるが、その点については、後述する「学校問題」のところで扱予定である。

① フランスの法律学辞典・宗教辞典が、それを説明項目に加えるこというまでもない。その例として、Henri Capitant (dir.), *Vocabulaire juridique*, 1930, p. 305 ; Raymond Barrillon et al., *Dictionnaire de la Constitution*, 3^e éd., 1980, p. 213 ; Paul Poupard (dir.), *Dictionnaire des religions*, 1984, p. 912.

② 宮澤俊義「ライシテ (laïcité) の成立」立憲法学一〇号(一九六八年)、同・憲法論集(一九七八年)三三六頁以下所収。

③ 参照 Marcel Prétot, *Laïcité, Répertoire de droit public et administratif*, t. II, 1959, p. 285 ; J.-B. Trotabas, *La notion de laïcité dans le droit de l'Église catholique et de l'État républicain*, 1961, p. 10 note 5.

④ René Remond, *L'Anticléricalisme en France de 1875 à nos jours*, 1976, pp. 8-9.

⑤ Claude Nicolet, *L'idée républicaine en France*, 1982, p. 449.

⑥ さいで「右」と「左」とを区分する基準として、教会の地位・宗教的自由などへの態度が挙げられる。J.-Barthélemy et P. Duez, *Traité élémentaire de droit constitutionnel*, 1926, p. 445.

二 一九世紀コンコルダ体制

一九〇五年政教分離法の制定は、一九世紀全体を通じてフランスの政治と宗教（国家と教会）の関係を支配していた、いわゆるコンコルダ体制を、根本から覆すものであった。したがって、政教分離法の趣旨を理解するには、この体制について簡単にふれておく必要がある。

フランスの国民の殆んどはカトリックであるから、まず何よりも政府とローマ・カトリック教会との関係が問題となる。その点について述べると、フランス革命期の混乱ののち、一八〇一年、ナポレオン政府はローマ教皇との間に、コンコルダ（いわゆる政教条約）を結ぶと同時に、国内法上の扱いとして、カトリックのみならずプロテスタントをも併せて公認した。一八四四年には、ユダヤ教も公認されて、ここにコンコルダ体制、正確に言えば、カトリック及びプロテスタントのキリスト教二派とユダヤ教という公認宗教制度が確立することになった。

このようなコンコルダ体制の法的特質について、戦前の代表的な公法学者レオン・デュギーは、次のように要約している。^①

(一)カトリック教が——事実上——国教であること

(二)フランス教会は、ローマ教皇を長とする普遍的教会に結ばれているが、同時に、政府がその組織・運営に直接関与する国家教会であること（政府の司教任命権がその例）

(三)カトリックは公役務であること（司教や司祭に対する国からの俸給支出がその例）

① 衆知のように、現在でも国民の約九〇パーセントがカトリック信者であると伝えられる。

② Léon Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, t. V, 2^e éd., 1924, p. 479 et s.

三 一九〇五年政教分離法の基本原則

一九〇五年二月九日のいわゆる政教分離法——精確には、「諸教会と国家との分離に関する法律」という——の成立は、とくに一八八〇年代以来、共和主義政府・議会が進めてきた、反教権主義及び非宗教化政策の総決算とも呼ぶべきものである。^①これによって最も大きな打撃を受けたのは、いうまでもなくカトリック教会であったが、それは対外的にみても重大な出来事であった。というのも、政教分離法によって、従来存続していた一八〇一年のコンコルダは、一種の国際法であるにも拘わらず、フランス政府の方で一方的に、つまりローマ教皇庁との協議なしに、破棄されたことになるからである。^②(尤も、既に事実上は、一九〇四年七月に外交関係が断絶していたが)。そのために、右の政教分離法は、「乱暴な分離であり、教会に対する眞の敵意」を示すものと評価されることもある。^③

したがって、その限りでは、わが国でいうところの「非友好的分離」といった図式を想定することもできよう。しかしながら、政教分離法の規定内容を詳しく検討すると、必ずしもそのように断定することのできない多くの要素が含まれていることに気付くのである。

確かに、政教分離法の二ヶ条から成る「総則」規定は、次の如く定めており、いわゆる完全分離や厳格なライセンスを思わせる。いわく、

共和国は、良心の自由を保障する。

共和国は、公共の秩序のために以下に定める制限を除いて、自由な礼拝行為を保護する(第一条)。

共和国は、いかなる宗教に対しても、公認をし、俸給を支払い、補助金を交付しない。……礼拝にかんする支

出はすべて、国、県及び市町村の予算から削除する（但書きは後述）。

公の宗教施設は、第三条に規定する場合を除いて、廃止する（第二条）。

右の第二条は、要するに、(一)宗教公認の禁止、(二)宗教への公金支出の禁止をいうもので、ライシテの原理の模範解答と考えることもできるが、これに伴って、政教分離法第四四条は、従来の公認宗教体制の根拠となった諸法令を総て廃止することを明記している（さきに述べたコンコルダも、ここに含まれる）。さらに、当然のことながら、政教分離法はカトリック教会をも一つの私的な宗教団体の地位に置き、それに対して他の私的団体と同様一般的な自由を保障することになるが、他方では右の「総則」規定に明らかのように、カトリック教会の公的な宗教活動は禁止され、国や自治体の宗教予算も廃止されることになった。

けれども、国民の社会生活に深く浸透しているキリスト教的（カトリック的）事実を前にして、右に示されるような厳格なライシテを貫くことは、きわめて困難である。そこで、政教分離法それ自体、ライシテの原理とその事実との調和を図るための妥協策（*modus vivendi*）とも呼ぶべき規定を設けている。例えば、まず、国家的な祭日は殆んどキリスト教由来のもの（復活祭・万聖節・キリスト降誕祭など）を維持している（同法第四二条）。また、前示のように、宗教予算は廃止するのが原則であるとしても、自由な礼拝活動を確保するために、公立学校等における施設付司祭にかんする予算などは認められることとされる（同法第二条但書き）。したがって、仮に「徹底した政教分離」とか「完全分離」とかの図式を使うとしても、少なくとも、以上の点に充分注意する必要があるだろう。

この点については、しかし、より重要な検討課題がある。すなわち、政教分離法の文言が、以上に述べられた通りであるとしても、同法の実際の解釈と運用の面はどうであるのかという問題である。とくに政教分離法をめぐる具体

的な行政事件などにおいて、裁判所がどのような解決を示したかという論点は、決して看過ごすことができない筈であるが、従来わが国ではその論点を素通りして、フランスの政教分離を論じてきたようである。要するに、ライシテの原理の実際への適用を考えなくてはならないわけで、そのことは、右の政教分離法の運用によって、後述するように、対外的にもローマ教皇庁との関係で大きな変化が齎らされたという事実を想うとき、一層重要な論点と考えられるのである(第二章の三を参照)。

① その制定過程については、とくに参照、石原司「急進派とその政治行動——反教権主義と非宗教化の世俗化政策を中心として——」、山本桂一編・フランス第三共和政の研究(一九六六年)所収七四頁以下。Jean-Marie Mayeur, *La séparation de l'Église et de l'État*, 1966, p.43 et s.

② この手続き面での問題は、多くの論者の指摘するところである。その例、G. Burdeau, *op. cit.*, p.350; L. Duguit, *op. cit.*, pp. 504, 527, 548—549, 598—599.

③ ラトレイユリンググフリード、前掲訳書一一九頁。

④ 一九〇七年における立法上の修正も重要であるが、それについては、大石「ライシテの法と政治」一一〇頁以下を参照。

第二章 フランス型ライシテの特徴

一 ライシテの憲法化

右に述べた趣旨から、ライシテの原理の内実を探るのがここでの課題であるが、まず以上のところから明らかのように、この原理が当初法律上の原則として出発したものであることに、注意する必要がある。ライシテが憲法上の原理として登場するのはごく最近のことであって、第二次世界大戦後の第四共和制憲法(一九四六年一〇月)第

一条が、初めて「フランスは……ライツクな共和国である」旨宣言し、現在の第五共和制憲法（一九五八年一〇月制定）第二条もこれを踏襲している。^①

したがって、本報告の最初に紹介したフランス憲法註釈書が、この憲法上のライシテの内容を「フランス型ライシテ」と表現し、好意ある中立性と特徴づけるのは、実は、政教分離法という法律の解釈・運用を通じて形成された、ライシテの原理の内実をめぐる一連の状況や成果を踏まえてのことである。つまり、憲法上の原理としてのライシテも、その意味の解明にあたって、従来の具体的な立法・判例等によって示された政教分離の構造を考慮に入れたうえで判断されるといふわけである。したがって、以下にみる諸問題をめぐる具体的な立法・判例等の動向を前提として、初めてライシテというものの内容を知ることができると言わなくてはなるまい。

① 以上について、参照、宮澤・前掲論文三三九頁、大石「ライシテ——その後」九六頁。

② 本稿「はじめに」の二を参照。

二 政教分離法上の諸問題

一九〇五年一二月の政教分離法は、間もなく小修正されたものの、ほぼ全体として現在も生きている。しかしながら、その解釈・運用をめぐる激しい争いが生じたのは、主としてその制定・実施の直後から第二次世界大戦前までの間のことであり、しかもこの時期における立法措置や裁判所の対応などによって、国家（政治）と教会（宗教）との間に、一定の平衡状態が生まれた。実際、第二次大戦後になると、直接政教分離法の解釈を対象とする法的紛争は殆んど姿を消しており、そのため学者によっては、「もはや宗教的紛争は存在しない」と断言する例もある。^①

したがって、ここで問題とされるのは、主として第二次世界大戦以前の時期であるが、政教分離法のあらゆる論点

ではなく、同法が定める次の三点である。

- (一) コンコルダ体制下で公的施設であった教会の資産は、原則として、新しく結成されるべき「信仰団体」(信徒会・礼拝団体なども訳される)に移転・帰属すること(政教分離法第二章第三条以下)
 - (二) 自由な礼拝行為を保障する一方で、そのための集会を届出制とし、さらに宗教的行列・行進を警察的規制の下に置くなど、宗教的諸活動に対する一定の取締りを行うこと(同法第五章第二五条以下)
 - (三) 前述のように、原則として、宗教に対する補助金交付などの公金支出を禁止すること(同法第一章第二条)
- 以下、政教分離法上の問題として、右の主要問題をとりあげ、それらをめぐる立法・判例の流れについて、垣間見ることとしよう。

(1) 「信仰団体」結成の問題

政教分離法は、従来の教会資産の移転先として、世俗的な——聖職者を排して信者のみによる——「信仰団体」の結成を、事実上義務づけるものといえることができる。この趣旨に沿ってプロテスタントとユダヤ教にあっては、直ちにこの団体が作られたが、ローマ教皇は、「信仰団体」をカトリック階層制(聖職位階制)に反するものとして、その結成を禁止した^②。(一九〇六年八月)。したがって、そのまま事態が進行すると、カトリックの各教会堂は閉鎖されざるをえない。このような最悪の状況を防ぐために、直ちに立法措置がとられ、問題の「信仰団体」が結成されない場合であっても、司祭・信徒は宗教建造物を従来通り引き続き使用することができるものと規定された(一九〇七年一月二日法)。これは、實際上、カトリックについて政教分離法所定の「信仰団体」結成の義務を緩和する意味をもつのであるから、早くも重要な修正立法が現われたことになる。

このように、「信仰団体」結成の問題は、教会堂などの使用権・占有権の問題と密接に関係するが、この点で、右の立法以上に実質的な意義を与えられるべきは、具体的な争訟における裁判所の判断であり、判例は一貫して教会法の独立性をみとめ、カトリック教会に対する不介入という原則的態度をとりつづけたことに充分な注意を払う必要がある。具体的に言えば、教会堂の使用権をめぐる、政教分離法に従って正式につくられた「信仰団体」とカトリック正統司祭との間に、再三紛争が生じた。それに対して、最高裁判所（即ち、行政事件におけるコンセイユ・データ並びに司法事件における破毀院）は、一九〇八年以来、常に、カトリックの宗教活動はローマ（聖座）と協力一致する司祭によって、且つその教会階層制の原則に即して、行われるべきものとする判断を示している。そのような原則判決（学理判決）として、コンセイユ・データにおけるデリアール神父事件（一九〇八年）・ルウジュグレ事件（一九〇一年）、破毀院におけるフォルチオーリ神父対コロソナ事件（一九一二年）及びエスドリュク神父対ジュルニアック神父事件（同年）などを挙げることができよう。裁判所のこうした態度は、教会自律権の尊重ということに尽きるが、それは同時に、カトリック教会の階層制に対する裁判的保障を意味するので、ローマ教皇庁が判例の一貫した態度を好感をもって迎えたことはいうまでもない。それが、後述するフランス国家とローマの聖座との関係の回復の一背景ともなるわけである。

もちろん、以上のような裁判所の解釈は、必ずしも恣意的に唐突に登場したのではなかった。政教分離法第四条に定める「信仰団体」の要件、すなわち「その団体が確保しようとする宗教の一般の規律に則して」結成すべきものとする文言から、当然に導出されるというのであって、これは学説上も支持された解釈と考えられる。著名な公法学者ジョゼフ・バルテルミーが、早い時期に「法律（政教分離法）」と判例は、暗黙に聖座の權威を承認している」と報告したのも、充分理由のあることとみなしてはなるまい。

(2) 宗教活動に対する規制の問題

宗教的自由の核心は、或る意味では、礼拝・集会・行列などの宗教活動を自由に行いうるという点にあらう。しかしながら、それらが社会的行為として、いわゆる公共の秩序を維持するための一定の警察的規制に服さざるをえないことは当然で、政教分離法も各種の宗教活動について詳細な規定を設けている。まず、問題とされたのは、礼拝のための集会を届出制とした点(同法第二五条)であるが、いうまでもなくこれに対する聖職者の反対は非常に強く、この届出制は直ちに廃止されることになった(一九〇七年三月二八日法)。

それ以上に、おそらく最も多くの紛争が生じたのは、屋外での宗教活動、なかでも公道上での宗教的行列・行進に對して、市町村長の規制権限をみとめている点(同法第二七条)をめぐってであらう。市町村長によっては、反教権主義の立場から、かなり厳しい規制措置をとったという事情も関係しているが、当然のことながら、行政裁判所(コンセイユ・デタ)に對して、そのような規制・禁止措置の取消しを求める夥しい数の訴えが提起されることになった。

この点でも、裁判所は市町村長の警察規制の権限を前提としてみとめながら、市町村長は、それと宗教活動の自由とを合理的に調整し、両者が調和しうるような方法で権限を行使すべきことを説き、その立場から、一九〇九年以来リベラルな判例を蓄積している。そのことは、行政法学者によって広く承認されているが、或る研究(一九三八年)によれば、そのような行進規制措置一三九件のうち、殆んどがコンセイユ・デタによって「越権」を理由に取消され、僅か三件のみが有効されたにすぎないほどであったという。ここで個別事例を具体的に述べる余裕はないが、裁判所のリベラルな姿勢を示すものとして、(一)伝統的な行列・行進である限り、警察的規制を正当化するような混乱は存在しない、(二)また地方の伝統に基づく行列は、公共の秩序を脅かす虞れは存在しない、といったいわゆる「警察事由不在の推定」の立場によるものであることが注目される。^⑨

(3) いわゆる補助金問題

宗教に対する公金支出の原則的禁止は、政教分離法の一大眼目である。が、既に示唆したように、信仰の自由を保障する趣旨から、同法は例外的に、一定の公金支出をみとめている。施設付司祭に関する支出や学校・病院・刑務所などの公の施設における自由な礼拝のための支出は、国や自治体の予算に計上しようと規定した（政教分離法第二条一項但書き）のは、そのゆえにである。問題は、それ以外には、いかなる宗教活動に対しても、どのような形であっても、絶対に補助金支出をみとめない趣旨と解釈すべきものかどうかである。実は、これについては、かなり微妙な解釈問題が生じてきた。

もちろんこの補助金問題に関しては、文字通りの直接補助のほか、免税措置や司祭館の供与といった間接補助をも、あわせて考える必要がある。けれども、間接補助の問題については言えば、政教分離法自体、一九〇九年七月の同法改正によって、礼拝用施設に対する一定の免税措置（地租及び *impôt des portes et fenêtres* の免除）を規定している（改正後の同法第二四三条三項）し、自治体によっては司祭館の無償供与をみとめている。したがって、ここでは、もっぱら直接補助のみに問題を絞ってみよう。これについての原則判決と考えられるのは、一九二二年のペルキ市事件で、第一次大戦で戦死した兵士の埋葬に際して行う宗教儀式の費用を、市予算に計上することの是非が争われた事案である。コンセイユ・データは、その事件の中で、政教分離法第二条が禁止するのは、教会を「永続的、定期的に補助する」目的による支出であること、したがって、司祭が行政に求められて行った祭祀行為に見合う相応の報酬の支出などは、右と異なり「一時的・偶発的に与える」ものとして、政教分離法に違反しないとの判断を示したのである。これが、いわゆる補助金問題をリードする判例であるが、この点に関しては、なお私立学校に対する国庫補助という別の課題も残されており、後述する「学校問題」とは、主としてそれをめぐる問題のことである。

さて、以上のような政教分離法上の諸問題とそれをめぐる立法・判例の展開をみると、ほぼ一貫したりべらな方向への政教分離法の運用を観察することができるであろう。とくにコンセイユ・デタという行政裁判所の果たした役割は、諸家の一致して注目するところで、教会法の大家ガブリエル・ル・ブラは、その功績を仔細に伝えている¹²⁾。そして、政教分離法の自由主義的な解釈の確立は、とりも直さず、世俗社会と教会との間に「平和的共存」の可能性が生まれたことを意味し、対外的には、さきに示唆したように、フランスとヴァチカン(聖座)との歩みよりを可能にする一要因ともなっている。そこで、この問題を次に検討してみよう。

① Maurice Durverger, *Éléments de droit public*, 9^e éd., 1981, p. 180. もちろん、ここでも後述する「学校問題」は、例外とされていることに注意する必要がある。

② 但し、そのことは、フランスの聖職者も全部同意であったという意味ではない。ヴァチカンの態度とフランスの司教会議の態度との間の食い違いは、当然起つたのであるが、その事情については、A. Dansette, *op. cit.*, pp. 613-618.

③ 争点について特別な意義をみとめられる判決のことを、フランスでは、そう呼ぶ。

④ 各事案の内容と判示については、大石「ライシテの法と政治」一一六頁以下を参照。なお、プロテスタントについて同旨を説く判例もあられ、改革派教会の内部紛争にかんする一九二三年及び一九四三年のコンセイユ・デタ判決がある。また、ユダヤ教については、近時同旨の司法裁判所判決がみられる(一九六七年七月四日リヨン控訴院判決)。

⑤ 参照、Henri Berthélemy, *Traité élémentaire de droit administratif*, 13^e éd., 1933, p. 302.

⑥ Joseph-Barthélemy, *Les rapports entre l'Etat français et l'Eglise catholique depuis la séparation*, *Jahrbuch des öffentlichen Rechts*, Bd. VII, 1914, p. 307.

⑦ 参照、Maurice Hauriou, *Précis de droit administratif et de droit public*, 10^e éd., 1921, p. 539 et s.

⑧ R. Metz, *op. cit.*, p. 35.

⑨ 具体的事案については、大石「ライシテの法と政治」一一五頁以下を参照。

⑩ これが「偽装補助金」(subvention déguisée)として、政教分離法第二条に反するかどうかは、相当微妙な問題となる。これを含む補助金問題の全体については、別稿で検討を予定しているが、小泉洋一「フランスの政教分離原則に関する一考察——補助金の禁止と施設付司祭の問題を中心に——」(版大法学一三二号(一九八四年)一四三頁以下)にも詳しい。

⑪ やや詳しくは、大石「ライシテ——その後」(一九三—九四頁)を参照。

⑫ Gabriel Le Bras, *Le Conseil d'Etat : régulateur de la vie paroissiale, Etudes et Documents du Conseil d'Etat*, 1950, p.63 et s.

三 ヴァチカン(聖座)との関係

フランス政府・議会とローマ教皇庁との関係は、フランスにおける一八八〇年代以来の反教権主義的な立法を通じ^①て、次第に悪化してきたが、その総決算である一九〇五年政教分離法の制定によって、完全に断絶した。しかも、前述のように、ローマ教皇が回勅によって、フランス国内のカトリックに対し、ローマとの協議が保障されないこと及び教会階層制が尊重されないことを理由として、政教分離法の要である「信仰団体」の結成を禁止した事實は、教皇庁の同法への否認の態度を意味するもので、両者の決定的な対立・緊張関係を明示した出来事であった。これを反映して、政教分離法をめぐる訴訟が多発したわけである。

ところが、ここに重要な転機がおとずれる。すなわち、まず、右に紹介・検討したように、裁判所は一貫して教会自律権(教会法)を尊重する態度をとり、それによってカトリック教会階層制が裁判的保障を受けるということが判明した。さらに、第一次世界大戦(一九一四—一九一八年)が、国家と教会の間に種々の変化を齎した^②ことを忘れることはできない。一般に、その大戦が対立する諸党派間の有和を促し、共同防衛のため全フランス国民の和解に貢献したことなどが指摘されるが、^②ここでは、フランスとヴァチカンとの間の外交関係について一言しておこう。世

界大戦後、一八七一年の普仏戦争終結以来、約半世紀の間ドイツ領となっていたアルザス・ロレーヌ地方のフランス領への復帰が決定された(一九一九年ヴェルサイユ条約)。ところが、同地方では従来コンコルダ制度が実施されており、他方、その間フランスでは一九〇五年の政教分離法が成立していたのであるから、両者をどう調整するかが問題となる。そのため、主としてアルザス・ロレーヌ地方における宗教問題の取扱いを協議する必要から、フランス政府とローマ教皇庁との間に交渉が始まり、正式な外交関係も回復し(一九二一年五月)、パリに教皇大使が再び置かれるようになった(なお、この時以後今日でも、アルザス・ロレーヌ地方では、政教分離制でなく、コンコルダ制度が通用している)。

第一次世界大戦を契機に、カトリック思想界にも変化が生まれたといわれるが、とくにローマ教皇側の新しいラリマン(Ralliement)——政治上、カトリックの共和制への加担・同調をこう呼ぶ——の動きは、諸家の注目するところとなっている。以上のような状況の下、政教分離法の制定以来、重要な懸案となっていた「信仰団体」結成の問題も、解決をみるようになった。すなわち、右にみた外交関係の回復とともに、従来の「信仰団体」に代わり、しかもカトリック教会法にもフランス国内法にも合致するような組織の結成が企図された。これが「司教区団体」の名で設立されたのは、一九二四年六月のことである。この「司教区団体」の実質は、多くの論者の指摘によれば、従来ローマ教皇がその結成を禁止した「信仰団体」と変わらない。ここで、ローマ教皇庁のこの問題に対する態度の変更も考えうるのであるが、その背景として最も重要なのは、右の禁止回勅の当時は明らかでなかったカトリック教会階層制の法的保障が、上述の裁判例を通じて確保されたことである^④。

本報告の最初に、フランスではいわゆる兩大戦間期、具体的には一九二五年頃には、政教分離のあり方が友好的な分離に移行したと考えられていることを紹介したが、それは以上のような諸事実をふまえたうえでの認識ということ

ができよう。もちろん、このようにして、カトリック教会と政治制度との間に、いわゆる妥協案 (*modus vivendi*) が成立したことを説くアドリアン・ダンセットも、「学校に関する場合を除いて」と注意したように、^⑤教育のライシテをめぐる問題は、なお存続するのである。そこで次に、これを検討しよう。

① 次の「学校問題」でふれる教育のライシテに関する諸立法（一八八〇年—一八八六年）のほか、議会開会の際の公の祈りを規定して、^⑥憲法律の改正（一八八四年）、修道会に対する厳しい規制措置を定めた結社法（一九〇一年）などがある。

② 参照、ラトレイユ||シグフリード・前掲訳書一五〇頁以下。H. Berthélemy, *op. cit.*, p. 293.

③ これについては、とくに西川知一・近代政治史とカトリシズム（一九七七年）九二頁以下を参照。

④ 以上の事情については、大石「ライシテの法と政治」一三〇頁以下に詳しく述べた。

⑤ A. Dansette, *op. cit.*, p. 828.

四 教育の自由と「学校問題」

一般に、フランスの人権概説書では、教育の自由と宗教的自由とが相前後して説明され、しかも前者にも相当の比重が与えられる例で、その点においてわが国の憲法書類と著しく異なるが、そこには宗教・教育の問題をめぐる歴史的・思想的背景が存在するからである。すなわち、ほぼ一九世紀前半までは、主として教育事業の国家独占の政策に反対する形で、教育の自由——とくに私学開設の自由——が強く主張され、立法もその動きを承認する方向に向った（初等教育について一八三三年六月のギゾー法、中等教育については一八五〇年三月のファール法）。けれども、当然のことながらその趣旨は、端的に言えば、カトリック教育の自由（カトリック私学開設の自由及びカトリック教会の教義に副う教育内容の自由）を意味する。これに対して、一九世紀後半、共和主義の政治勢力が強まり、これが「実証主義」精神及びプロテスタントイズムと合流するに及んで、^⑦義務・無償・非宗教を柱とする公教育への改革が、共和

派の反教権主義の最重要課題となった。それは、とくに初等教育について問題とされ、一八八〇年代の共和主義的諸立法によって、右の三原理がほぼ達成されることになる(教科の非宗教化に関する一八八二年のフェリー法や教員から聖職者を排除する一八八六年のゴブレ法など)。したがって、一九〇五年の国家のライシテに先立って、教育の非宗教化(政教分離)が確立されていたわけである。^②

以上のように、公教育のライシテという原理は、共和主義政策の中心命題であったことから、さきに述べられた第一次世界大戦後の政教分離の緩和・友好的分離への移行の時期にあっても、なお維持された。したがって、「学校に關する場合を除いて」と注意書きが必要なのである。けれども、いわゆるヴィシー体制の下で、一時、私学に対する国家的助成(補助金交付)が設けられた(一九四一年)こともあって、とくにカトリック系の私立学校に対する公的助成が、政教分離法にいう宗教への補助金支出の禁止に違反しないかという問題が登場することになる。これがいわゆる「学校問題」であり、とくに義務教育とされる初等教育について争われるわけである。

第二次世界大戦後、初めてライシテの原理が憲法化されたことと上述した通りであるが、右の「学校問題」は、他の政教分離法上の争点が落着いて以来、フランス型ライシテの独自性をよく示す重要な論点となった。まず、一九五一年には、あらゆる家庭に対して、児童教育のための助成金を与える制度が発足する(いわゆるバランジェ法)。そして、第五共和制の成立後まもなく、一九五九年二月末日のいわゆるドゥブレ法は、新しく国家と私立学校との「契約」という方式を採用し、「契約」を結んだ学校に対して一定の補助金を交付することとした(その反面で、その私立学校は国の監督に服することになる)。そのため、ドゥブレ法を「小さなコンコルダ^①」と呼ぶ人もある。しかも、この法律は、同時にそのような私立学校が「その特性を保持しつつ、良心の自由を充分尊重して、その教育を行う」べき旨(同法第一条四項)規定しているのである。さらに、一九七一年及び一九七七年の二次にわたるドゥブレ法の

改正は、私学の自律性を強化する方向に進んでおり、憲法院も、一九七七年改正法が教員に対して私立学校の「特性」尊重義務を課すことは、教員の良心の自由を侵害するという違憲主張に対して、学校の「特性」の保持は教育の自由の具体的表現であるという理由で、改正法の合憲性をみとめている（一九七七年一月二三日判決）。このような「学校問題」の推移をみると、教育のライシテの原理も、もはや「厳格なライシテ」といった図式で理解するのは難しい。私学助成問題に対する原理上の変化が、「学校問題」を再燃させたといわれる所以である。

① その結びつきに注目するものとして、A. Dansefe, *op. cit.*, p. 327. ジョール・フェリー (Jules Ferry, 1832-1893) は、それを象徴する公教育担当大臣であった。

② 参照、大石「ライシテ——その後」九九—一〇〇頁。

③ ドゥブレ法の「契約」制度については、兼子仁・教育法〔新版〕（一九七八年）一〇四頁を参照。

④ Roger Labrusse, *La question scolaire en France*, 1977, p. 120.

⑤ 以上について、やや詳しくは、大石「ライシテ——その後」一〇二—一〇六頁を参照。

おわりに——総括と問題

さて、以上概括的に述べてきたところをまず総括し、二、三の問題点を指摘して、本報告の結びにしたいと思う。簡条書きにして纏めると、ほぼ次のようになる。

(一) フランスの政教分離は、屢々言われるように、反宗教的なもの・完全なものではなく、敢えて類型化すれば、むしろ友好的・相対的な政教分離型に属するもので、人はそれを「フランス型ライシテ」と呼んでいる。^①

(二) 一九〇五年の政教分離法が齎した諸問題は、裁判所のリベラルな判例の蓄積を通じて、大体第二次世界大戦前ま

では、国家と教会との間に一定の平衡状態が成立する程度に解決された。

(三) 教育のライシテは、一般的な政教分離に先立って確立され、いわゆる両大戦間期でも維持されたが、第二次世界戦後の諸立法によって——とくに私学への国庫助成という形で——、或る程度相対化されつつある。

ジャック・ロベール教授は、この点についていわく、「今日では——事態は明白だが——、宗教的事実の単なる無視、礼拝行為の単なる寛容として考えられるようなライシテ (laïcité) とは、ほど遠い状況にある。ライシクな国家は、一九〇五年以来、国民に対して、その良心の命ずるところに従うことを可能ならしめる責務を負った。したがって、国家はそのために組織化される必要がある。その中立性 (neutralité) とは、たんに宗教的選択の自由を侵害するような事を一切しないという義務に尽きるものではなく、その選択をした者に対して、その選択に随順することを可能ならしめる義務を当然に含む」と。一九六九年のコンセイユ・デタ判決も、学校区域内の礼拝執行のための建物の建設を政教分離法に反しないとしたが、これもそのような考え方からである。

したがって、フランスの政教分離の法的構造を、「完全分離」といった単純な図式で割り切ることは、今日では、大いに疑問とさるべきである。けれども、これには問題を更に複雑にする事情があることも、付け加えておく必要がある。すなわち、

- (一) 以上みたところは、一般的な分離制度の有様であるが、アルザス・ロレーヌ地方の三県では、先に述べられた特殊な歴史的事情から、現在でも依然、いわゆるコンコルダ制度 (公認宗教制度) が行われているという事実^③
- (二) 一定の平衡状態にある政教分離は、一九八一年春の左翼政権の誕生によって、どのような変化を受けるかという問題があること

後者について付言すれば、それはいわば現在進行形の問題で、判断はむずかしい。かつてのいわゆる左翼共同政府

綱領（一九七二年）が、第四共和制下の四月憲法草案と同様に、「教会と国家との分離、国家及び公教育のライセンス」をはっきりと謳っていたことは、その点で参考になるかも知れない。実際、近時の新聞報道は、社会党政権のいわゆる教育一元化政策をめぐる、フランス国内の激しい世論の対立があることを伝えている^④。ルネ・レモン教授も、最近教育について、「ミリタントなライセンスの圧力団体」が抬頭してきたことを指摘している^⑤。

① なお、ライセンスという言葉が本来、反、教権的、色彩をもつことは、本報告の始めの部分で紹介したが、そのため国家の中立性（*neutralité*）という表現を用いる場合も多い。

② J. Robert, *La liberté religieuse et le régime des cultes*, p. 148.

③ やや古いが、そこでの宗教人口について、一九七一年現在で、カトリック約二〇二万人、プロテスタント二十八万人及びユダヤ教二万人と伝えられる。アルザス・ロレーヌ地方の特例的的制度については、大石「ライセンス——その後」一〇八頁以下を参照。

④ その問題を含めて、Odent Vallet, *L'Etat peut-il encore être laïque ?*, *Projet*, n° 176, 1983, p. 626 et s.

⑤ René Rémond, *Les doctrines en France*, 4^e éd., 1982, p. 265.

〔附記〕

本稿は、昭和五八年六月二五日、愛知学院大学に於て開催された宗教学会で報告した原稿に、多少加筆し補足を加えたものである。但し、報告の際は、「学校問題」に関する部分（第二章の四）が、時間の都合上省かれた。

本報告に対し、席上、会員各位から貴重な御意見が寄せられたことに、篤く御礼を申し上げます。